

規 程 第 1 5 号
平成 19 年 5 月 14 日

中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程

中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程（平成 18 年規程第 10 号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）が、長年にわたり我が国の産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して行う緑十字賞表彰に関する事項を定めることを目的とする。

（表彰の対象）

第 2 条 緑十字賞の対象となる個人は、次の各号に該当するものとする。

（1）次のいずれかに所属する者

イ 中央労働災害防止協会定款（以下「定款」という。）第 5 条に定める会員又は会員に加入する事業場等

ロ 定款第 13 条に定める賛助会員である事業場等

ハ 大学又は研究機関等

（2）事績に関し、次のいずれかに該当する者

イ 企業又は団体において以下の業務又は事業（以下「業務等」という。）に 10 年以上従事し、全国的又は地域的にその業績が顕著で他の範とするに足りる者。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、以下の業務等への従事年数を 7 年以上とすることができる。

（イ）産業安全の推進

（ロ）労働衛生の推進

（ハ）産業安全及び労働衛生の推進

ロ 企業又は団体において以下の業務等に長年にわたり従事し、その推進向上に顕著な貢献をした者

（イ）産業安全の推進

（ロ）労働衛生の推進

（ハ）産業安全及び労働衛生の推進

ハ 大学又は研究機関等において産業安全又は労働衛生の研究に従事し、その業績が学会等において広く認められている者

（3）表彰日において満 45 歳以上である者

（4）産業安全又は労働衛生に関し、叙勲、褒章、内閣総理大臣賞又は厚生労働大臣功労賞のいずれについても授与されていない者

2 緑十字賞の対象となる職域グループは、次の各号に該当するものとする。

（1）次のいずれかに所属するもの

イ 定款第 5 条に定める会員又は会員に加入する事業場等

ロ 定款第13条に定める賛助会員である事業場等

- (2) 産業安全又は労働衛生推進のための活動を10年以上行い、全国的又は地域的にその業績が顕著であるもの。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、活動年数を7年以上とすることができる。

(表彰)

第3条 緑十字賞の表彰は、毎年、全国産業安全衛生大会において、表彰状及び副賞を授与して行う。

(被表彰者の推薦及び決定)

第4条 被表彰者は、次の第2項及び第3項により推薦された候補の中から、第5条に規定する表彰審査委員会の審議を経て、理事長が決定する。

- 2 被表彰候補の推薦は、次の各号に掲げる者が行うことができる。
- (1) 定款第5条に定める会員
 - (2) 組織規程（昭和39年規程第1号）第2条、第4条から第4条の7まで及び第6条の2に規定する部、センター又は室の長
- 3 前項の推薦者が当該年度に推薦できる被表彰候補の数は、原則として別表に掲げる推薦者の区分に応じ、それぞれ別表に定める数を上限とする。

(表彰審査委員会)

第5条 表彰審査委員会の委員は、理事長、専務理事、常務理事、常任理事（常勤に指名された者に限る。）並びに組織規程第2条、第4条の3、第4条の5から第4条の7まで及び第6条の2に規定する部、センター又は室の長とする。

- 2 表彰審査委員会の委員長は、理事長とする。
- 3 表彰審査委員会は、委員長が招集する。
- 4 表彰審査委員会における議事の進行は、教育推進部長が行う。
- 5 委員長が必要と認めた場合には、事務を担当する職員その他第1項の委員以外の職員を出席させることができる。
- 6 表彰審査委員会の庶務は、教育推進部が行う。

(経費)

第6条 緑十字賞表彰に関する経費は、篤志家からの寄付金及びその利子をもって充てる。

(施行細目の委任)

第7条 この規程の施行に関して必要な事項は、教育推進部長が定める。

附 則

第1条 この規程は、平成19年5月14日から施行する。

附 則（平成20年6月25日規程第17号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日規程第 26 号）

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 9 日規程第 36 号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 2 月 29 日規程第 6 号）

この規程は、平成 24 年 2 月 29 日から施行する。

別表（第 4 条第 3 項関係）

推 薦 者 の 区 分		推荐数（安全、衛生併せて）
定款第 5 条に定める会員	各 1 号会員 (業種別災防団体)	2
	各 2 号会員 (事業主団体)	2
	各 3 号会員 (都道府県労働基準関係協会等) (1) 北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡 (2) 上記(1)以外の府県	2 1
	各 4 号会員 (その他の関係団体)	1
	中災防 (各推薦者からの内申を調整するものとする。)	若干名